

令和6年春の叙勲・褒章受章者

4月29日に叙勲受章者及び褒章受章者が発表され、以下の会員が栄に浴されました。
心よりお慶び申し上げます。

叙勲受章者の横顔



旭日中綬章（弁理士業務功労）

しみず よしひろ
清 水 善 廣

学歴・職歴

昭和52年 東京理科大学理学部化学科 卒業
(現在) ジーベック国際特許事務所 会長

弁理士会歴

昭和56年 弁理士登録(8774号)
昭和63年度 企画委員会 副委員長
平成3年度～平成4年度 弁理士会常議員
平成4年度 常議員会会計監査準備委員会 副委員長
平成5年度 会誌委員会 副委員長
平成7年度 弁理士業務対策委員会 副委員長
平成8年度 弁理士業務対策委員会 委員長
平成11年度 GATS等検討委員会 副委員長
平成13年度 発明等評価検討委員会 副委員長
平成15年度 知的財産価値評価機関設立検討委員会 副委員長
平成16年度 次年度会務検討委員会 副委員長
平成17年度 日本弁理士会副会長
平成18年度 関東支部施行準備委員会 副委員長
平成18年度 関東支部 地域知財対応委員会 副委員長
平成19年度～平成20年度 研修所 副所長
平成21年度 次年度人事検討委員会 副委員長
平成21年度 弁理士推薦委員会 副委員長
平成22年度～平成23年度 弁理士推薦委員会 委員長
平成26年度 会員規律に関する特別委員会 副委員長
平成29年度 知的財産経営センター 副センター長
平成31年度～令和2年度 日本弁理士会会長
平成31年度～令和2年度 登録審査会 会長

公職

平成23年～平成25年 工業所有権審議会臨時委員
平成31年～令和3年 知的財産戦略本部員
令和元年～令和3年 産業構造審議会専門委員
令和6年～ 日本弁理士協同組合 理事長

懇談会等

令和6年 定期総会 総会議長

賞

平成 8年 弁理士会特別功労表彰
平成 16年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 18年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 21年 弁理士制度 110周年記念式典特別功労者表彰
平成 23年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 24年 日本弁理士会永年功労表彰
平成 26年 日本弁理士会感謝状
令和 3年 日本弁理士会感謝状
令和 3年 日本弁理士会特別功労表彰
令和 4年 日本弁理士会感謝状

受章に浴して

令和6年春の叙勲の栄に浴し身に余る光栄です。これもひとえにこれまでお世話になりました皆様方のお陰と心より感謝申し上げます。

卒業間際に門を叩いた受験機関の講師、仁科勝史先生の事務所で働かせていただきながら、受験と実務の指導を受け、合格にまで導いていただき大変感謝しております。縁あり転職した北村欣一先生の事務所で10年余り諸先輩方に実務をたたき込んでいただき、独立後はクライアントや事務所の仲間に恵まれ、家庭を顧みる間もないほど弁理士業に専念でき、皆様に感謝の気持ちで一杯です。

平成17年に佐藤辰彦会長のもとで副会長として会務について大いに学ばせていただき大変感謝しております。会長時代は、令和元年は弁理士制度120周年記念行事に始まり、金融機関等の外部との連携を目指した弁理士絆プロジェクト、知財活性化を通じた福島支援、会員参加型アジアツアー、支部から地域会になった各地域会巡りなど忙しく活動できましたが、翌年はコロナ感染拡大による緊急事態宣言下での会務活動となり定期総会に始まり弁理士法改正等で大変でしたが、今では良い思い出です。皆様のお陰で大変充実した活動をさせていただきありがとうございました。

また、即位の礼、饗宴の儀に日本弁理士会の代表として参列できたことは関係官庁のご推挙に深く感謝するとともに一生忘れることができない思い出です。

今日まで健康を保てた体に生み育ててくれた両親と、受験時代から今日まで支えてくれた妻に深く感謝いたします。

これからも知的財産制度の発展のために微力ながら尽力させていただき所存です。



旭日双光章 (弁理士業務功労)

かとう あさみち
加藤 朝道

学歴・職歴

昭和 39 年 名古屋大学理学部物理学科卒
昭和 40 年～51 年 愛知珪曹工業株式会社
昭和 51 年～54 年 東京国際合同法律事務所 (1977 年米国特許商標庁 U.S. Patent Academy 修了)
昭和 54 年 加藤内外特許事務所開設
(現在) 加藤内外特許事務所所長

弁理士会歴

昭和 51 年 弁理士登録 (8081)、平成 17 年特定侵害訴訟代理業務付記登録
昭和 62 年度～昭和 63 年度 弁理士会常議員
昭和 63 年度 国際活動委員会 副委員長
平成 3 年度 特許委員会 副委員長
平成 4 年度～平成 5 年度 特許委員会 委員長
平成 6 年度 日米実務協議委員会 副委員長
平成 8 年度 総合政策検討委員会 副委員長
平成 10 年度 弁理士会理事 (副会長)
平成 12 年度～平成 13 年度 研修所 副所長
平成 13 年度～平成 14 年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成 15 年度 知的財産制度改革推進会議 副委員長
平成 16 年度 総合政策検討委員会 副委員長
平成 22 年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成 26 年度 弁理士法改正委員会 副委員長
令和 4 年度～令和 5 年度 日本弁理士会常議員

公職

平成 11 年～平成 13 年 弁理士審査会臨時委員
平成 13 年 工業所有権審議会臨時委員
平成 17～18 年度 日本弁理士政治連盟会長

賞

平成 5 年 弁理士会特別功労表彰
平成 11 年 弁理士会特別功労表彰
平成 11 年 弁理士制度 100 周年記念式典特別功労者表彰
平成 13 年 日本弁理士会永年功労表彰
平成 14 年 日本弁理士会感謝状
平成 17 年 日本弁理士会特別功労表彰
令和 元年 日本弁理士会特別功労表彰

受章に浴して

この度、叙勲を受け、会員の皆様に御礼かたがた、挨拶を申し上げます。
弁理士業務功労として弁理士の活動が国から表彰されることは大きな意義があります。特許等の知財制度は、自由主義社会の基本ルールを定めるものです。
特許法導入と同時に明治 32 年 (1899) 特許代理業者登録規則が施行され、平成 11 年 (1999) 弁理士制度及びパリ条約加盟各百周年記念式が挙行されました。特許法と同時の特許代理業者創設は、高橋是清の米欧視察により、代理人の重要性が認識されていたことによります。パリ条約加盟に併せての特許法等導入は、治外法権解消に対する欧米諸国の条件でした。

わが国の弁理士制度は、米国同様、商工部門に属しますが、弁理士は、国の司法の一環をなす制度とも位置付けられます。日本に近似のドイツ弁理士法は、第1条に、弁理士は、その任務範囲において独立の司法機関である、と規定しており、弁理士制度の一面を示唆します。弁理士法第1条は、知的財産の専門家としてその適正な保護・利用に寄与し、もって経済・産業の発展に資することを使命とする旨、規定しており、まずは内外国において保護権を獲得することが、基盤業務になります。

平成10年度(1998)弁理士会副会長に任ぜられ、弁理士活動の転換点を迎えました。就任早々、特許庁の独立行政法人化が規制改革の候補とされ、特許庁は国会議員への接触禁止のため動けず、弁理士会での対応が荒井寿光長官から要請され、平成9年度弁理士会(田中正治会長、渡辺望稔副会長)と日本弁理士政治連盟(古谷史旺会長)で対応中と聞きました。古谷、渡辺両氏の必死の国会議員対策で、一次攻勢は、先延ばしになりましたが、数年後の見直し対象に残ったままでした。見直しの時、小生は、特許庁は、パリ条約第12条により加盟国として設立義務のある特別の部局である旨弁政連を通じて提言しました。その後、独法化は中止に至りました。もし、弁理士会・弁政連のこうした活動がなければ、特許庁は独法化を免れず、特許権等産業財産権の信頼性も不安定化必至でした。

さらに平成8年6月改正新民訴法が公布され、公布から2年以内の施行間近でした。特許侵害訴訟での証拠収集が容易になる、と解説されていましたが、実際は、旧民訴法よりも後退した規定(新民訴法220条4号ロ-197条1項3号)になっていることに4月早々気づきました。急遽、佐々木信夫特許技監を通じて荒井長官に上申した所、直ちに特許法改正の審議テーマとされ、翌平成11年法律41号として特許法第105条第1項に、裁判所は、侵害訴訟において、侵害行為立証のため必要な書類の提出を命ずることができることが規定されました。この書類提出命令は、これ以降、実案、意匠、商標、著作権、不正競争防止等の各法にも採用され、知財訴訟における共通規則となっております。

平成10年12月、自民党に、知的財産制度に関する議員連盟が、梶山静六最高顧問、与謝野馨会長、保岡興治会長代行、甘利明幹事長として創立され、筆者は、弁理士会副会長として設立総会に参加しました。この経緯は、当時の弁政連古谷会長(後に弁理士会会長)が、*パテント 2023 Vol.76 No.8 22~24頁*に報告しています。この議員連盟のご支援の下に、数次の弁理士法改正、知的財産基本法・知財戦略推進本部の創設、知財高裁創設、弁理士の特定侵害訴訟代理など、様々な知財制度改革が進められました。

外国官庁への提出資料の作成を弁理士の標榜業務とする弁理士法改正(谷義一弁理士会会長)の成立の反面、条約の弁理士試験の論文必須科目復活ができず、残念でした。

本年5月1日施行の特許出願非公開制度、及び農水知財(種苗法、地理的表示(GI)登録)での弁理士の代理人業務の制限の解消の課題があります。地政学的環境の激変に対処する国策としての経済安全保障の推進のため、弁理士が積極的に関与する土俵が整備されることを願いたします。

最後に、活動の場を提供して頂くとともに、筆者の意見に耳を傾けて頂き、ご指導・ご支援を賜った皆様に、改めて感謝の意を表し、挨拶いたします。



瑞宝中綬章 (経済産業行政事務功労)

たか くら しげ お
高 倉 成 男

学歴・職歴

昭和 51 年 京都大学大学院工学研究科修士課程修了
同年 特許庁入庁
昭和 55 年 審査第五部審査官 (情報処理)
昭和 63 年 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
平成 10 年 京都大学大学院法学研究科客員教授
平成 14 年 内閣府参事官
平成 15 年 特許庁調整課長
平成 17 年 審査第四部長
平成 19 年 審判部長
平成 20 年 特許庁退職
平成 21 年 明治大学法科大学院教授
平成 29 年 明治大学法科大学院長
令和 4 年 明治大学退職
(現在) 弁理士法人 スズエ国際特許事務所

弁理士会歴

平成 20 年 弁理士登録 (15965 号)

公職歴

平成 27 年 工業所有権審議会 弁理士試験制度部会 部会長
平成 28 年 内閣府 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 委員
令和 元年 経済産業省 国際知財制度研究会 委員長
令和 4 年 農林水産省 地理的表示に関する学識経験者委員会 座長

受章に浴して

令和 6 年春の叙勲の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。特許庁、日本弁理士会をはじめとする関係者の皆様に心から感謝申し上げます。特許庁在職中は情報・通信分野の審査審判業務に従事致しました。同時に特許に関する国際交渉に参加する機会もいただきました。そうした経験を活かし、特許庁退職後は、弁理士登録をした上で大学に職を得、知財制度の研究及び法曹人材の養成に携わって参りました。現在は特許事務所で主に鑑定や研修の業務を担当しています。限られたことしかできておりませんが、特許に係わる仕事を続けられていることに感謝しております。



瑞宝中綬章（経済産業行政事務功労）

おぐらまさゆき
小 椋 正 幸

学歴・職歴

昭和 50 年 3 月 新潟大学農学部卒業
昭和 52 年 3 月 新潟大学大学院農学研究科修了
昭和 52 年 4 月 通商産業省特許庁入庁
昭和 57 年 7 月 通産省機械情報産業局情報処理振興課
平成 10 年 10 月 財団法人工業所有権センター
平成 17 年 1 月 審査第 2 部首席審査長
平成 18 年 4 月 知的財産高等裁判所調査官室長
平成 21 年 10 月 特許庁審判部首席審判長
平成 23 年 1 月 経済産業省特許庁退職
(現在) 小椋特許事務所

弁理士会歴

平成 23 年 弁理士登録 (17304 号)

受章に浴して

令和 6 年春の叙勲の榮に浴し身に余る光榮に存じます。

特許庁に入庁した翌年昭和 53 年には PCT 条約に加盟し、その後特許庁は、幾多の国際化に向けた法改正や「ペーパーレス計画」の実現に注力しましたが、微力ながらその一部に関与させていただきました。特に、審査資料の DB 化と新たな検索キーとしての F タームが 30 数年経過後も庁内外で継続して利用されていることを嬉しく思い、当時の諸先輩達の先見の明に感心しております。

また、平成 17 年には知的財産高等裁判所が設置され、翌年の 18 年から裁判所調査官として審決取消訴訟や特許侵害訴訟の調査業務及び調査官室長業務に携わりました。当時の知財高裁には、現在も活躍されている著名な裁判長・裁判官が多数おられ、また調査官仲間としては現弁理士会副会長など優秀な方たちが勢ぞろいしており、調査官室内で進歩性の研究会などを開催し、切磋琢磨することができました。

特許庁に復帰し、審判部首席審判長時代には、審判部主催の進歩性判決事例研究会に、審判官と共に弁理士や企業知財部の方々も参加いただき、容易想到性の議論をすることができました。また、退官時には、弁理士会主催の進歩性判断についてのシンポジウムが東京と大阪にて開催され、知財高裁所長、弁理士会の委員会の方々、当時注目されていた知財高裁判決について意見交換したのを懐かしく思い出します。

特許庁退官後は、弁理士として、進歩性に関する判決動向や特許異議制度などの講演を行い、また、プロパテント化のための 102 条（損害の額の推定等）の法改正が行われていますが、関連する侵害訴訟事件にも携わることができたことにも感謝しております。皆様の更なる活躍を祈念いたします。ありがとうございました。

褒章受章者の横顔



黄綬褒章（弁理士業務功績）

まる おか ゆう さく
丸 岡 裕 作

学歴・職歴

昭和 50 年 明治大学工学部卒業
昭和 50 年～昭和 54 年 リューベ株式会社
昭和 55 年～昭和 63 年 土橋特許事務所
昭和 63 年～令和 5 年 丸岡特許事務所
令和 5 年～（現在） 弁理士法人平和国際特許事務所 盛岡オフィス

弁理士会歴

昭和 61 年 弁理士登録（9314 号）
平成 6 年度～平成 7 年度 東北・北海道委員会 副委員長
平成 12 年度～平成 14 年度 東北・北海道部会 副部長
平成 15 年度～平成 16 年度 東北・北海道部会 部長
平成 17 年度～平成 20 年度 東北支部 幹事
平成 21 年度～平成 22 年度 東北支部 副支部長
平成 23 年度～平成 24 年度 東北支部 支部長
平成 25 年度～平成 26 年度 日本弁理士会常議員
平成 25 年度～平成 26 年度 東北支部 監査役
平成 27 年度～平成 28 年度 東北支部 監査役
平成 29 年度～令和 4 年度 東北会 幹事

賞

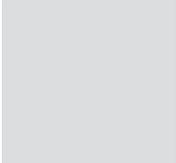
平成 16 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 23 年 日本弁理士会永年功労表彰
平成 24 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 25 年 公益社団法人発明協会 東北地方奨励功労賞
平成 27 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 29 年 公益社団法人発明協会 全国発明奨励功労賞
令和 3 年 日本弁理士会特別功労表彰
令和 5 年 知的財産権制度関係功労者表彰（特許庁長官表彰）

受章に浴して

この度、はからずも黄綬褒章受章の榮譽に浴し、誠にありがたく、心より厚くお礼申し上げます。これもひとえに、特許庁、日本弁理士会をはじめとする皆様方の心暖かきご支援ご訓導の賜物であり、深く感謝申し上げます。

私は、昭和 25 年に岩手県盛岡市で生まれ、その後、大学時代から約 20 年間で東京で過ごしましたが、昭和 63 年の秋に U ターンして丸岡特許事務所を開業いたしました。開業当初は、県内の弁理士は僅か 3 人で、あちこち奔走していたことを思い出します。以来、平成時代を経て 36 年間、地元の企業様や行政の研究機関、大学等の特許や商標等について取り扱わせていただきました。岩手県発明協会等の発明相談会に出向いた回数は 600 回を超えました。年月とともに取扱件数も増え、多くの地元の開発技術やブランドに関わって業務できたことを誇りに思います。

昨年の令和 5 年に、丸岡特許事務所の事業を平和国際特許事務所の盛岡オフィスに移行し、現在はその代表として活動しております。



岩手は四国に匹敵する面積の広い自然豊かな地域であり、知財案件も恐竜の骨を発掘するがごとくですが、これからも丁寧な仕事を心掛け、皆様のお役に立てるよう努めてまいりたいと考えております。今後とも変わらぬご厚誼ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。